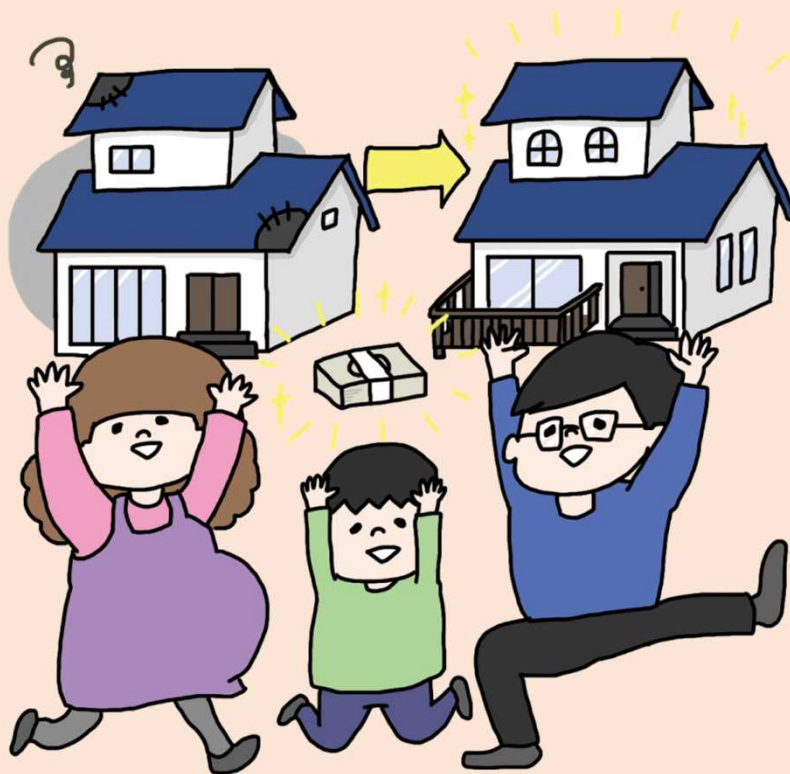




家をお探しの皆さま
起業を検討されている皆さま
不動産業者の皆さま
工務店の皆さま

空き家をリフォームするなら

令和3年度 兵庫県空き家活用支援事業



募集期間：令和3年4月19日～12月28日

子育て世帯用の住宅	：	最大150万円（補助対象工事費が300万円以上の場合）
学生シェアハウス	：	最大200万円（補助対象工事費が400万円以上の場合）
UJIターン者の事業所	：	最大225万円（補助対象工事費が450万円以上の場合）
地域交流拠点	：	最大500万円（補助対象工事費が1,000万円以上の場合）

《お問い合わせ》兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課
電話 代表078-341-7711（内線4641・4844）

● 対象

対象となる地域	次の地域を除く地域 ・「政令指定都市」※ ¹ 及び「中核市」※ ¹ ・市街化区域※ ²
事業の対象となる 空き家	一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のいずれにも該当するもの（賃貸住宅も対象となります。） ① 築20年以上 ② 台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上未更新 ③ 空き家期間が6箇月以上 ④ 耐震性能を有する（改修工事に合わせて耐震改修する場合も可）
対象者	空き家を活用するために改修する者
対象となる経費	・空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費 ・事務機器取得費（地域交流拠点型でコワーキングスペースとして改修する場合に限る。）

※¹ 姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域及び県が実施する「商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり事業」におけるまちなか再生区域は対象。

※² 合併前の旧滝野町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域は対象。
その他の市街化区域については、市役所又は町役場にお問合わせください。

● 補助金の額 《1 住宅型》

区分	補助対象 事業費	補助金額							
		一般世帯※ ¹ タイプ		若年・子育て 世帯※ ² タイプ		UJIターン 世帯※ ³ タイプ		学生シェア ハウス※ ⁴ タイプ	
		市街化 区域内	市街化 区域 以外 の地域	市街化 区域内	市街化 区域 以外 の地域	市街化 区域内	市街化 区域 以外 の地域	市街化 区域内	市街化 区域 以外 の地域
一戸建て住宅	100万円未満	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	100万円以上150万円未満	30万円	40万円	40万円	60万円	40万円	60万円	40万円	60万円
	150万円以上200万円未満	45万円	60万円	60万円	85万円	60万円	85万円	60万円	85万円
	200万円以上250万円未満	55万円	75万円	75万円	110万円	75万円	110万円	75万円	110万円
	250万円以上300万円未満	70万円	90万円	90万円	135万円	90万円	135万円	90万円	135万円
	300万円以上350万円未満							110万円	160万円
	350万円以上400万円未満	75万円	100万円	100万円	150万円	100万円	150万円	125万円	185万円
	400万円以上							135万円	200万円
共同住宅	100万円未満	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	100万円以上150万円未満	30万円	40万円	40万円	60万円	40万円	60万円	40万円	60万円
	150万円以上200万円未満	45万円	60万円	60万円	85万円	60万円	85万円	60万円	85万円
	200万円以上250万円未満							75万円	110万円
	250万円以上300万円未満	50万円	65万円	65万円	100万円	65万円	100万円	90万円	135万円
	300万円以上							100万円	150万円

※¹ 一般世帯：「若年・子育て世帯タイプ」、「UJIターン世帯タイプ」及び「学生シェアハウスタイプ」以外のもの

※² 若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯 子育て世帯：高校卒業までの子がいる世帯

※³ UJIターン世帯タイプ：申請日時時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯

※⁴ 学生シェアハウス：2人以上の学生が居住できるよう専用の個室が備えられ、台所など共用のスペースを有する住宅

● 注意事項

要件について	<ul style="list-style-type: none"> 各型又はタイプにより、要件が異なりますので、詳細は、県ホームページを参照してください。 本事業により改修を行った建物は、本事業終了後、10年以上活用することが必要ですので、転売等はできません。 建築基準法、農地法、都市計画法等の許可が必要な場合があります。
応募について	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類を応募期間内に、市町の担当窓口へ提出してください。 申請様式等は、兵庫県のホームページからダウンロード又は県及び市町の窓口から入手できます。
事業について	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の申請を行い、県から交付決定を受けた後に工事の契約及び工事着工してください（事前着工した場合、補助金は出ません。）。 令和4年3月31日までに工事及び代金の支払いを完了し、完了実績報告書を提出する必要があります。
補助金の交付について	<ul style="list-style-type: none"> 補助金は、完了実績報告書の提出後に実施する検査に合格した後に交付します。

● 補助金の額 《2 事業所型》

区分	補助対象事業費	補助金額			
		一般※1タイプ		UJIターン※2タイプ	
		市街化区域内	市街化区域以外の地域	市街化区域内	市街化区域以外の地域
一戸建て住宅	150万円未満	対象外	対象外	対象外	対象外
	150万円以上 200万円未満	45万円	60万円	60万円	85万円
	200万円以上 250万円未満	55万円	75万円	75万円	110万円
	250万円以上 300万円未満	70万円	90万円	90万円	135万円
	300万円以上 350万円未満	80万円	110万円	110万円	160万円
	350万円以上 400万円未満	95万円	125万円	125万円	185万円
	400万円以上 450万円未満	105万円	140万円	140万円	210万円
	450万円以上	110万円	150万円	150万円	225万円
共同住宅	150万円未満	対象外	対象外	対象外	対象外
	150万円以上 200万円未満	45万円	60万円	60万円	85万円
	200万円以上 250万円未満	55万円	75万円	75万円	110万円
	250万円以上 300万円未満	70万円	90万円	90万円	135万円
	300万円以上 350万円未満	80万円	110万円	110万円	160万円
	350万円以上	85万円	115万円	115万円	175万円

※1 一般：UJIターン以外のもの

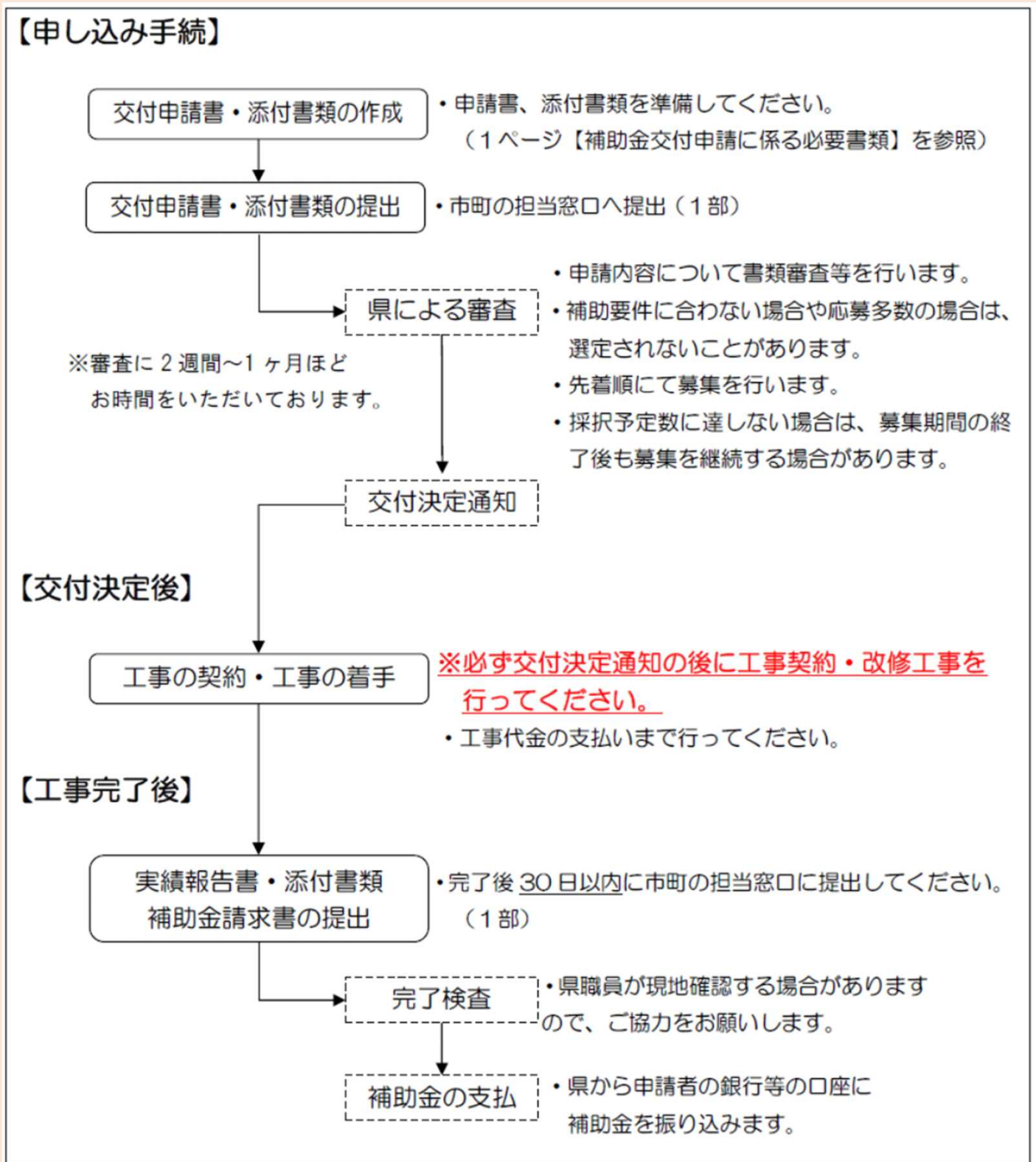
※2 UJIターン：県外に居住する者が、県内の空き家を自己業務用の事業所として活用するもの

● 補助金の額 《3 地域交流拠点型》

区分	補助対象事業費※1	補助金額	
		市街化区域内	市街化区域以外の地域
一戸建て住宅	100万円未満	対象外	対象外
	100万円以上 200万円未満	35万円	75万円
	200万円以上 400万円未満	75万円	150万円
	400万円以上 600万円未満	125万円	250万円
	600万円以上 800万円未満	175万円	350万円
	800万円以上 1,000万円未満	225万円	450万円
	1,000万円以上	250万円	500万円
共同住宅	100万円未満	対象外	対象外
	100万円以上 300万円未満	50万円	100万円
	300万円以上 500万円未満	100万円	200万円
	500万円以上 700万円未満	150万円	300万円
	700万円以上	175万円	350万円

※1 コワーキングスペースに活用する場合であって、改修に必要な費用が1,000千円以上である場合に限り、1,000千円を上限とし、事務機器取得費を補助対象経費に含むことができる。

兵庫県空き家活用支援事業 手続の流れ



事業完了後、工事を実施した住宅の管理状況及び入居状況等について、事業完了後の1年目、4年目、7年目、10年目に報告する必要があります。